

文書館による資料所在確認調査について

—2017年度の調査結果—

三好 康太*

はじめに

1. 資料所在確認調査の概要
 - (1) 調査方法
 - (2) 調査計画
 - (3) 調査の流れ
 - (4) アンケート作成
2. 2017年度の資料所在確認調査の結果について
 - (1) 敦賀市の資料の状況
 - (2) 三方郡（美浜町・旧三方町）の資料の状況
 - (3) 遠敷郡（旧上中町地域のみ）の資料の状況
 - (4) 資料の散逸要因
3. 今後の展望と課題

はじめに

福井県文書館は2003年（平成15）2月に開館し、2017年（平成29）で開館から14年が経過した。この14年間、当館は県に関する歴史的な資料として重要な公文書や古文書、その他の記録を収集・保存し、県民の利用に供するとともに、これらに関連する調査、研究等を行い、学術の振興および文化の向上に寄与するための施設として様々な活動を行ってきた。

当館に所蔵されている資料の大半は1978年（昭和53）～98年（平成10）に行われた福井県史編さん事業において調査・撮影されたマイクロフィルムによる複製資料である。この事業では、ほとんどの調査は所蔵者宅あるいは寺院・公民館などの地元の施設で行われ、「資料の現地保存」が原則とされたため、資料が収集されることはなかった。

現在当館で利用できる資料群は960、古文書数は約188,700件である¹⁾。開館以来ずっと増加し続けている。その一方、未整理の資料群は1,026もあり、これらは所蔵者に公開許諾を得ていないため、利用することはできない²⁾（表1）。また、当館へ寄贈・寄託されている資料群は現在79で³⁾、ほとんどの資料が現在も県内外の資料所蔵者によって保管されている。

*福井県文書館主事

しかし、当館の開館から14年を経過し、資料をめぐる状況は大きく変化している。まず、開館前に確認した資料所蔵者の代替わりが進んでいることが明らかになってきている⁴⁾。次に、家の建て替えや蔵の取り壊しなどを機に資料の保存場所がなくなるなど、資料の保存環境が大きく悪化してきている。さらには、転居や転出などの理由で資料を処分したり売却したりすることも発生している⁵⁾。実際、他の都道府県では、資料の散逸が進んでいる状況が報告されている⁶⁾。

表1 地域別資料群数 (2017.4.1現在)

地域	利用できる資料群	利用できない資料群	合計	地域	利用できる資料群	利用できない資料群	合計
A 福井市	152	72	224	J 勝山市	56	72	128
B 吉田郡	34	10	44	K 足羽郡	12	24	36
C 坂井郡	92	43	135	L 大野郡	14	0	14
D 丹生郡	63	20	83	M 敦賀市	21	193	214
E 武生市	86	35	121	N 三方郡	29	69	98
F 鯖江市	35	33	68	O 小浜市	76	95	171
G 今立郡	33	26	59	P 遠敷郡	15	50	65
H 南条郡	28	35	63	Q 大飯郡	20	57	77
I 大野市	68	88	156	X 県外	122	104	226
				総合計	956	1,026	1,982

このような状況の中で、当館の利用者が今後も円滑に資料を利用していくためには、県内の市町教育委員会と協力し、資料所蔵者の把握と資料散逸防止のための措置が不可欠である。また、資料所在確認調査を行い、資料所蔵者を把握することは地域の文化財としての資料の現況を把握し、急速に進みつつある資料の散逸や消滅を防ぎ、文化財保護事業に資すると考えられる。

そこで、当館は2017年度から地域資料保存事業を開始した。これは市町教育委員会と当館が共同して実施する事業で、資料所在確認調査等の活動を通じて、資料の現況を把握するものである。事業の実施により、資料の現況把握による資料散逸防止、当館と市町の資料保存に関する協力体制の強化を図ることも狙いである。

ここでは、当館が今年度実施した資料所在確認調査について述べる⁷⁾。

1. 資料所在確認調査の概要

(1) 調査方法

資料所在確認調査では県内外において福井県史編さん時に調査を行った、あるいは執筆に利用した資料の所蔵者(1,982)を対象に、5か年計画で所蔵資料についてのアンケートを実施し、アンケート回答用紙の回収により資料所在状況等の情報を収集する。この調査は、資料の所在状況を把握するためのものであるため、原則として目録と原本の照合は行わず、所蔵者には資料の目録や資料の画像などを送付しない。また、アンケートと一緒に資料の保存や管理について紹介するための資料を送付する。

アンケート回答用紙が回収できない場合や資料の現況について不明な点がある場合は、電話で連絡をとるなどして調査を継続する。収集した情報は文書館で集約するが、市町と文書館の双方で利用し、

今後の資料保存に役立てることとする。

(2) 調査計画

今年度当初の調査計画は次のとおりである。

表2 資料所在確認調査 調査計画

年度	内容	調査対象地域と調査対象数	調査対象数合計
2017年度	資料所在確認調査(1)	敦賀市214 三方郡98 遠敷郡65	377
2018年度	資料所在確認調査(2)	丹生郡83 越前市・池田町180 鯖江市68 南条郡63	394
2019年度	資料所在確認調査(3)	小浜市171 大飯郡77 県外226	474
2020年度	資料所在確認調査(4)	大野市・大野郡170 勝山市128 坂井郡135	433
2021年度	資料所在確認調査(5)	福井市224 吉田郡44 足羽郡36	304
			総計:1,982

福井県史編さん事業がいわゆる平成の大合併以前に行われており、現在と比べて市町村数が大幅に変化している。そのため、合併に伴う資料群の移動が発生しており、計画の変更による各年度の調査対象数の変動の可能性はある。ただし、総計は変わらないため、今後は各調査対象地域の実情に合わせて柔軟に対応することとする。

調査対象地域はおおむね互いに隣接する市町をセットとし、資料が散逸する恐れが高いと考えられる地域から優先的に調査を実施することとした。

(3) 調査の流れ

今年度の調査の流れは次のとおりである。

表3 資料所在確認調査の流れ

6月	各市町教育委員会と事前協議を実施
7月～9月	所蔵者の調査・アンケート作成・発送準備
10月～11月	調査開始(アンケート送付・回収)
12月～1月	資料管理状況の把握、各市町教育委員会と協議 資料の預かり、寄贈・寄託の手続き(必要であれば)
2月	資料情報の更新
3月	各市町教育委員会と情報を共有

今年度は調査の初年度であり、当館では調査のノウハウが確立されていなかった。そのため、調査方法やアンケートの内容等について時間をかけて十分に検討し、実際に調査を開始したのは10月以降となった。

調査を開始するにあたり、6月に敦賀市・美浜町・若狭町で地元の担当者と事前協議を行った。地元の担当者については、各市町の教育委員会に設けられている文化財担当の窓口にお問い合わせで紹介していただいた。

事前協議を終えた後、各市町の担当者に資料の所蔵者について現住所や連絡先等を調査していただ

いた。その結果、当館で調査しても判明しなかった所蔵者についての情報を得ることができた。やはり地元の担当者だからこそ入手できる情報があり、市町教育委員会の協力は必要だと分かる。ただし、地元の担当者が調査しても情報を得られなかった所蔵者もあり、これらは追跡して調査することは非常に困難であると考えられる。

その後、当館でアンケートの作成や発送準備を進め、10月にアンケートを一斉に送付した。発送から締め切りの期間は1週間と短めに設定し、所蔵者に速やかに回答することを促すこととした。締め切りを短くしたのは、締め切りまでの期間が長いと所蔵者が回答を忘れてしまったり後回しにしたりしてしまい、アンケートの回収率が低下する恐れがあると考えられたからである。

発送後、当館にアンケートが各地から次々と返送されてきた。返送されてきたものはすぐに中を確認し、回答結果を当館で集約していった。なお、締め切りが過ぎた後もアンケートは返送されてきており、中には資料を実際に確認していたために返信が遅れたという所蔵者もみられた。

(4) アンケート作成

実際に送付したアンケートと添付文書を提示しておく(図1、2)。紙面の都合上、文字のサイズや空欄の大きさ、レイアウトなどは実際のものとは若干異なるが、内容は全く同じである。

また、所蔵者に向けて資料の保存や管理について紹介するための資料を作成した⁸⁾。内容は所蔵者にとって分かりやすく実行が容易なもので、これはA4サイズ1枚とした。この資料とアンケート、添付文書を返信用の封筒と一緒に所蔵者へ送付した。

アンケートと送付文書の作成にあたっては、先行事例を参考にするとともに、当館の記録資料アドバイザーから指導・助言を受けることとした⁹⁾。当初は資料の状態や保存環境、公開の可否などを質問項目に加えていたが、アドバイザーからは「アンケートの質問項目は少ない方が回答しやすいだろう」「資料名や資料の数などが分かると回答者にとって何の資料かが分かりやすい」「資料が残っているかどうかを調査することに重点をおくべきだ」といった意見が出た。

そこで、アンケートもA4サイズ1枚、片面印刷とし、所蔵者が短時間で簡単に回答できるようにした。それに伴い、質問項目も必要最低限のものとした。このようにすることで、アンケートの回収率を高められるという利点があると考えた。さらにいえば、印刷枚数を少なくすることができ、人員や予算の限られている当館にとっては発送作業がより簡単に確実にできるという利点もあった。

また、できる限り資料についての情報を提供できるよう、資料の例や資料数を掲載した。今回の調査では目録と原本の照合は行わず、所蔵者には資料の目録や資料の画像などを送付しないが、資料名の一部や資料数が分かるようにした。仮に目録を同封したとしても、所蔵者の多くはくずし字に慣れていないため、目録と資料の照合は難しい。そのため、所蔵者に目録を送付して照合してもらうのは現実的ではないと考えた¹⁰⁾。

〇〇〇 ××文書 所蔵者様

平成 29 年 10 月 10 日

福井県文書館

資料所在調査アンケート

このアンケートは、福井県史を編さんする際に資料を調査させていただいた所蔵者様を対象に、福井県文書館が文化財保護を目的とする資料所在確認のために各市町教育委員会と合同で行うものです。回答で得られた情報は文化財保護の目的以外には使用しません。

以下の質問にお答えください。該当の番号に○をつけ、必要に応じて（ ）内に書き込んでください。回答は答えられる範囲でかまいません。

1 基本事項についてお尋ねします。現在、古文書等の資料を所蔵されている方について、以下の欄にご記入ください。

名前（フリガナ）	（ ）		
住所	〒	—	
電話番号	自宅	（ ）	—
	携帯	（ ）	—

2 福井県史の編さん時に調査された古文書等の資料は現在も残っていますか？

- (1) はい
- (2) いいえ 理由（ ）
- (3) わからない

3 福井県史の編さん以後、所蔵されている古文書等の資料を外部の方が見に来たり調査に来たりしたことがありますか？ある場合、分かる範囲で具体的に教えてください。

- (1) はい 具体的に（ ）
- (2) いいえ
- (3) わからない

4 古文書等の資料について、質問したいことや相談したいことなどがありましたら自由にご記入ください。特になければ、空欄でもかまいません。

ご協力ありがとうございました。お手数ですが、**10月27日**までに同封の返信用封筒にアンケート用紙を同封してご返送ください。

図1 資料所在調査アンケート

	福井県文書館第 86 号 平成 29 年 10 月 10 日
資料所蔵者各位	福井県文書館 (公印省略)
資料所在アンケートについて (お願い)	
貴下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。	
1978 年 (昭和 53) から開始した福井県史編さん事業は、1998 年 (平成 10) に無事終了しました。これも、資料所蔵者各位の御理解、御協力の賜物と感謝いたしております。	
さて、そちらで所蔵されております「××文書」は、福井県史を編さんする際に調査が行われており、一部の資料は撮影もされております。撮影された資料は県史編さんで活用させていただき、現在は福井県文書館にて保管されております。	
現在、文書館と県内各市町教育委員会が共同して、県史編さんの際に調査が行われた資料の所在状況を把握するための郵送アンケートを実施しております。このアンケートは、福井県史を編さんする際に資料を調査させていただいた所蔵者様に対して送付しているものです。	
つきましては、誠にお手数ですが、別紙のアンケートにご記入の上、添付の返信用封筒に入れて文書館まで返信していただきますよう、ご協力のほどよろしく申し上げます。	
なお、今回のアンケートにご回答いただいた内容に関しましては、プライバシーの保護などご迷惑をおかけしないよう十分な配慮を致しますので、よろしく申し上げます。	
記	
1. 資料の概要	××文書 △点
2. 資料の例	「□□□」
3. アンケート締め切り	平成 29 年 10 月 27 日
4. 回収方法	添付の返信用封筒に入れてご返信ください。
このアンケートについてご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。	
福井県文書館 〒918-8113 福井県福井市下馬町 51-11 TEL : 0776-33-8890 fax : 0776-33-8891 mail : bunshokan@pref.fukui.lg.jp 担当者 : 三好	
以上	

図2 送付文書

質問項目は「所蔵者の名前・住所・連絡先」「福井県史編さん時に調査された資料が確認できるかどうか」「福井県史編さん後に誰かが資料を見に来たり調査したりしたか」「自由記述欄」の4つである。1つ目の質問で所蔵者の情報を得ることができる。この情報を得ることで、資料の公開許諾を取ったり展示のために借用したりする際などに連絡を取ることができる。何より資料の現在の所在を知るためには不可欠の情報である。2つ目の質問が今回の調査において一番重要で、この質問によって資料が散逸していないかどうかを判断できる。「いいえ」については理由を書くための空欄を設け、どのような理由で資料が散逸したかを調査することとした。3つ目の質問を入れたのは、もし資料を誰かが見に来たり調査したりしていれば、論文や報告書などに資料についての情報が掲載されていると考えられるからである。ただし、これらだけだと質問項目が少ないため、所蔵者が当館に資料についての質問や相談ができるよう自由記述欄を設けることとした。たとえば、資料の寄贈・寄託の要望があれば、ここにその旨を記述することができる。

2. 2017年度の資料所在確認調査の結果について

ここからは今年度の調査の結果について報告する。なお、この研究ノートを執筆している時期の都合上、発送から約2か月を経過した2017年（平成29）12月27日時点での結果であることに留意していただきたい。また、回収されたアンケートの中には全ての質問に回答していないものや白紙で返送されてきたものもあった。そのため、返信数と回答数は一致していない点にご注意いただきたい。

気になる返信率であるが、さすがに100%には程遠い結果となった。調査の初年度ということもあり、こちらの意図が所蔵者にうまく伝わらなかったと考えられる。また、所蔵者の代替わりが進み、何を調査しているのかうまく理解されなかったこともあった。郵送によるアンケート調査の限界を感じたものの、人員や予算などが限られている以上、郵送によるアンケート調査に頼らざるを得ないのが現状である。

返信がなかった所蔵者については、当初の予定通り電話による調査を進め、できる限り所蔵者と連絡を取ることに努めた。

（1）敦賀市の資料の状況

敦賀市で資料所在確認調査を実施するにあたり、敦賀市内に所在する資料に詳しい敦賀市立博物館に協力を仰いだ。

敦賀市では1973年～88年（昭和48～63）に行われた敦賀市史編さん事業において、市内に所在する資料が調査された¹¹⁾。そのため、同時期に行われた福井県史編さん事業では、その調査の成果を活用している。しかし、敦賀市ではその後資料の所在について調査が行われることはなかった。

事前協議の結果、博物館の協力で広報紙「広報つるが」やケーブルテレビ「RCN 行政チャンネル」で資料所在確認調査について事前に市民に周知していただけることとなった。このように事前に地域住民に広報してもらうことで、調査がより円滑に進み、アンケートの回収率が高まるのではないかと考えられる。広報については来年度以降の調査に取り入れたいところである。

また、調査を開始するにあたって博物館に調査の問い合わせ窓口となっていただいた。敦賀市内の

資料所蔵者に近い存在であり、地域の実情を理解しているという点で、博物館が窓口となっていただけるのは大きな利点であった。しかし、調査開始後、所蔵者からの問い合わせが予想以上に多く、博物館側の負担が大きいという問題があった。文書館と連絡を取り合い、連携して対応したものの、今後改善すべき問題だと考えている。

実際にアンケートを送付したところ、敦賀市内外から返信があった。また、所蔵者の元に届かなかったものも多くあった。当館と博物館による調査では、敦賀市の資料群の所蔵者の多くは敦賀市に現在も在住しているということだったのだが、実際は代替わりが進んでいるためか、転居や転出が多いことが判明した。いくつかは転送によってアンケートが届き、無事に回答を得ることができたが、一方で転居や転出先の不明な所蔵者もいる。

さらに所蔵者についての情報が得られていない資料群もまだ残っている。これらは今年度の調査ではアンケートを送付することができておらず、現在の所在も不明である。当館と博物館でも情報が無いものの、博物館も調査を継続したいということで、今後当館と協力して調査を継続する予定である。

(2) 三方郡（美浜町・旧三方町）の資料の状況

三方郡は福井県史編さん事業当時、美浜町と三方町という2つの町で構成されていたが、三方町は2005年（平成17）に上中町と合併して若狭町となっている。そのため、三方郡の資料は現在美浜町と若狭町に所在している。

そこで、三方郡で資料所在確認調査を実施するにあたり、美浜町の資料に詳しい美浜町歴史文化館と旧三方町の資料に詳しい若狭三方縄文博物館に協力を仰ぐことになった。

美浜町では資料の所在について調査を行ったことはなく、1997年～2011年（平成9～23）に行われたわかさ美浜町誌編さん事業においても、福井県史編さん事業での成果を多く活用しているとのことだった¹²⁾。事前協議までに美浜町内の資料の所蔵者について当館から情報を提供し、独自に調査していただくことができた。件数が少なかったこともあるが、ほとんどすべての所蔵者に電話で連絡していただき、町内の所蔵者のみならず、県外に転出した所蔵者についても情報を入手することができた。当館にはない、地元ならではのネットワークや情報網があるからこそ得られた情報であるといえる。

若狭町には博物館の他に若狭町歴史文化館という施設があり、資料の保存や管理に関する業務は両者とも行っている。しかし、合併前の体制がそのままとなっているため、旧三方町地域に所在する資料は博物館が、旧上中町地域に所在する地域は歴史文化館が担当しているのが実情であるとのことである¹³⁾。合併後に業務体制を一つにまとめようとしたものの、実現せずに現在に至っているという。若狭町も他の市町と同じく、資料の所在について調査を行ったことはない。

実際にアンケートを送付したところ、美浜町や若狭町の内外から返信があり、ほとんどのアンケートが所蔵者の元に届いたようである。しかし、該当する住所が空き家になっているものが何件かあり、それらの中には転送されたものの返信がないものもある。これらについては電話や訪問での調査はできず、追跡は困難である。

(3) 遠敷郡（旧上中町地域のみ）の資料の状況

遠敷郡は福井県史編さん事業当時、上中町と名田庄村で構成されていたが、上中町は2005年（平成17）に三方町と合併して若狭町に、名田庄村は2006年（平成18）に大飯町と合併しておおい町となっている。そのため、遠敷郡の資料は現在若狭町とおおい町に所在している。

遠敷郡で資料所在確認調査を実施するにあたり、旧上中町の資料に詳しい若狭町歴史文化館に協力を仰いだ。なお、旧名田庄村の資料については現在おおい町と合併していることもあり、おおい町に所在する資料を調査する2019年度に調査することとした¹⁴⁾。そのため、今年度は旧上中町地域の資料群47件について調査を行った。

事前協議の中で、「区有文書については区長が詳しいため、区長会のような区長の集まりの際に調査について周知してはどうか」という意見をいただいた。他の市町の調査でも区長の方々にご協力いただいているということもあり、区長に調査について周知して協力を求めるのは一案だと考えられる。県内の各市町では区長会を年度の初めの頃に開催していることが多いそうである。そのため、今年度はできなかったが、来年度以降に検討したい。

実際にアンケートを送付したところ、若狭町内外から返信があり、ほとんどのアンケートが所蔵者の元に届いたようである。しかし、該当する住所が空き家になっているものが何件かあり、それらの中には転送されなかったものや転送されたものの返信がないものもある。これらについては電話や訪問での調査はできず、追跡は困難である。

(4) 資料の散逸要因

今年度の調査で、すでに敦賀市・三方郡・遠敷郡において資料の散逸が発生している。散逸してしまった理由はアンケートの回答によると、次の通りである。

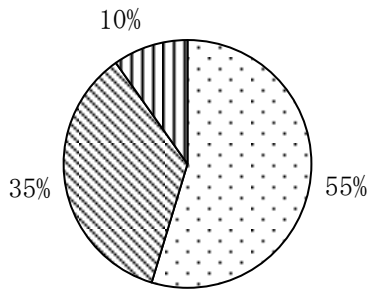
表4 資料が散逸した理由

資料が散逸した理由（質問2より）
<ul style="list-style-type: none"> ・（福井県あるいは地元）貸した資料が返却されていない（回答複数） ・資料を一度も見たことがない（回答複数） ・県外に転出したため、旧家は処分してしまった ・調査のために資料を提出したが、預かった側が紛失してしまった ・資料を探してみたがみつからなかった

ただし、資料が散逸してしまったと結論付けるのはまだ早いかもしれない。たとえば、「貸した資料が返却されていない」という回答は複数見られるが、本当に借りた側が返却していないかを確認する必要がある。該当する資料群の中には当館や調査に協力していただいている施設では預かっておらず、預かっていると考えられる他の施設にも問い合わせたが、まだみつからないものもある。そのため、資料が本当は返却されており、所蔵者の手元にある可能性がある。福井県史編さん事業では業務記録を残しており、資料の貸与や返却についても記録されているため、そこに記録が残っていれば資料の行方を追うことができる。資料を借りる際には借用書などの書類も発行しているし、所蔵者も確認していることが多いだろう。

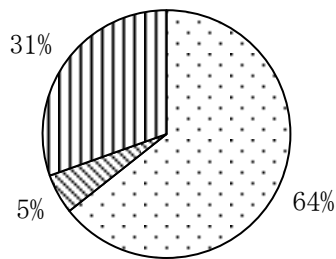
図表1 敦賀市の調査結果

返信状況



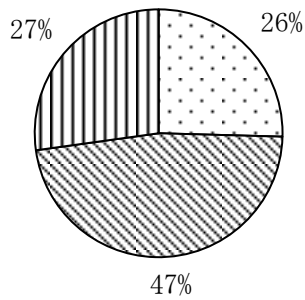
	割合	件数
(1) 返信あり	55%	117
(2) 返信なし	35%	76
(3) 宛所に尋ねなし・所蔵者不明	10%	21
合計	100%	214

質問2の回答



	割合	回答者数
(1) はい	64%	74
(2) いいえ	5%	6
(3) わからない	31%	35
合計	100%	115

質問3の回答

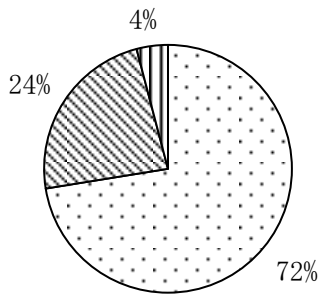


	割合	回答者数
(1) はい	26%	29
(2) いいえ	47%	54
(3) わからない	27%	31
合計	100%	114

資料を見に来たり調査したりした人物や団体（質問3より）
・敦賀市立博物館 ・テレビ局 ・大学関係者（教員や学生） ・寺社関係者 ・地元の郷土史会
自由記述欄の主な回答（質問4より）
<ul style="list-style-type: none"> ・代替わりした（回答複数） ・資料の散逸の懸念があるため、地元か福井県へ引き渡したい（回答複数） ・資料の内容が分からないため、複製本のコピーを送ってほしい（回答複数） ・資料はいつまで保存しておくものなのか、後継者がなくなった場合はどうすればよいか ・個人情報の取扱いについて不安を感じる ・今後の資料の保存について助言をいただきたい

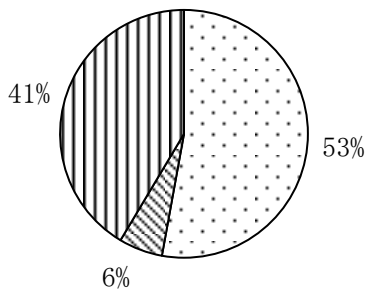
図表2 三方郡（美浜町・旧三方町）の調査結果

返信状況



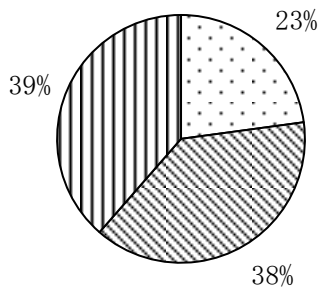
	割合	件数
(1) 返信あり	72%	71
(2) 返信なし	24%	23
(3) 宛所に尋ねなし・所蔵者不明	4%	4
合計	100%	98

質問2の回答



	割合	回答者数
(1) はい	53%	37
(2) いいえ	6%	4
(3) わからない	41%	29
合計	100%	70

質問3の回答

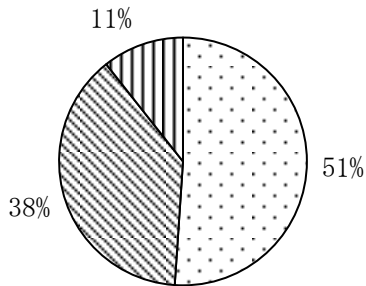


	割合	回答者数
(1) はい	23%	16
(2) いいえ	38%	27
(3) わからない	39%	27
合計	100%	70

資料を見に来たり調査したりした人物や団体（質問3より）
・美浜町歴史文化館 ・福井県立若狭歴史博物館 ・大学関係者（教員や学生）
自由記述欄の主な回答（質問4より）
<ul style="list-style-type: none"> ・代替わりした（回答複数） ・資料の散逸の懸念があるため、地元か福井県へ引き渡したい（回答複数） ・資料の内容が分からないため、複製本のコピーを送ってほしい（回答複数） ・資料を整理したいが、なかなかできない ・資料の存在（複製本の存在）について初めて知った ・返却されていない資料の行方を調べたい

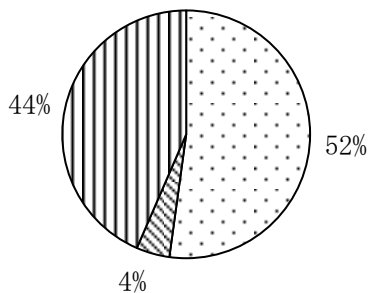
図表3 遠敷郡（旧上中町地域のみ）の調査結果

返信状況



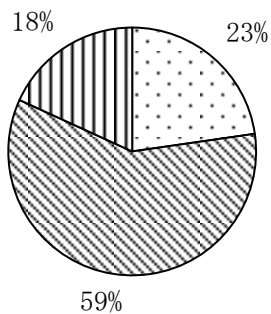
	割合	件数
(1) 返信あり	51%	24
(2) 返信なし	38%	18
(3) 宛所に尋ねなし・所蔵者不明	11%	5
合計	100%	47

質問2の回答



	割合	回答者数
(1) はい	52%	12
(2) いいえ	4%	1
(3) わからない	44%	10
合計	100%	23

質問3の回答



	割合	回答者数
(1) はい	23%	5
(2) いいえ	59%	13
(3) わからない	39%	4
合計	100%	22

資料を見に来たり調査したりした人物や団体（質問3より）
・福井県立若狭歴史博物館 ・農村生活総合研究センター ・福井県土地家屋調査士会 ・地元の郷土史会
自由記述欄の主な回答（質問4より）
・代替わりした（回答複数） ・資料の散逸の懸念があるため、地元か福井県へ引き渡したい（回答複数） ・資料の内容が分からないため、複製本のコピーを送ってほしい（回答複数） ・資料を保存するための容器が手に入る場所を教えてください ・福井県史編さん事業で資料を調査・整理していただき感謝している

同じように、「資料を一度も見ることがない」という回答も複数見られるが、こちらも検討の余地がある。所蔵者が実際に探しているのか、考えられる全ての場所を探しているのか、といった疑問がある。そのため、よく探せば資料が発見されるかもしれない、資料が所蔵者の手元にまだ残っている可能性がある。

これらの回答については、今後よく吟味する必要がある、本当に資料が散逸してしまった場合のことも考えておかなければならない。

3. 今後の展望と課題

当館では毎年「資料保存研修会」を開催している。これは県内の市町の資料保存機関や図書館職員、市町教育委員会の文化財担当者などを対象としている。昨年度までは「資料の修復」をテーマとして開催していたが、今年度は資料所在確認調査を開始したということもあり、「資料の散逸」を防ぐことをテーマとして開催した¹⁵⁾。

外部講師として国文学研究資料館の西村慎太郎氏をお招きし、「民間所在資料散逸の要因」というテーマで講演していただいた¹⁶⁾。その中で、西村氏から当館の調査についていくつかの意見をいただいた。要約すると次の通りである。

評価できる点

- ・アンケート項目が少ないことで返信が促進される
- ・アンケートの配布によって所蔵者が資料を意識するようになる

課題となる点

- ・調査後に文書館は何をしていくのか、文書館への寄贈・寄託が物理的にどこまで可能か
- ・福井県史編さん事業から漏れた資料への対応をどうするのか
- ・紙媒体以外の資料については、文書館としてどのように考えるのか

講演の後に、今年度の当館の調査に協力してもらった敦賀市立博物館から、敦賀市の資料の状況や調査への協力について報告してもらった。その後、当館が実施している調査について説明を行い、参加者から様々な意見をいただいた。

いただいた意見

- ・所蔵者の親族が集まる年始や年末、お盆などにアンケートを送付した方が回答しやすいと思う
- ・アンケートの送付は台風の多い時期や雪の多い時期を避けた方が良いのではないか
- ・所蔵者の代替わりが進んでいるため、いつ資料の調査を行ったのかを明記すると分かりやすい

この研修会を通して、今後当館が調査を進める上で非常に有益な意見をいただく一方、様々な課題を認識させられたと考えている。これらの課題は当館で検討しなければならないものであるし、さら

なる意見を頂戴したいところである。

また、個人的にはこれらの他にも次のような点を課題だと考えている。

課題となる点

- ・本当に資料が散逸していないか、あるいは散逸してしまったのかどうかをどう確認するか
- ・資料の状態や保存状況に問題は起こっていないか
- ・郵送によるアンケート調査をより確実に進めるにはどうすればよいか

この調査では原則として目録と原本の照合は行わず、所蔵者に資料の目録や資料の画像などを送付していない。そのため、所蔵者は資料を一瞬見ただけでアンケートに回答している可能性が高い。実際に調査が行われ、撮影された資料が残っているかどうかは不明なところが多い。また、現在の資料の状態や保存状況などについても不問としており、アンケートでも所蔵者にたずねていない。そのため、資料の状態や保存状況に何か問題が起こっていないかが気になるところである¹⁷⁾。

また、今年度の調査結果を踏まえ、来年度以降郵送によるアンケートの回収率を高めたいところである。当館の調査では予算や人員などは限られている。そのため、他の都道府県の事例のような調査員制度による調査は厳しい。また、電話による調査は、昨今の社会状況を踏まえると所蔵者に警戒心を持たれやすいのが現状である¹⁸⁾。郵送によるアンケートであれば、送付文書で所蔵者に調査について説明できるし、当館の公式の封筒を用いれば、信用してもらいやすい。地元で広報していただければ、さらに信用を得ることができるだろう。もちろん、返信がない場合の対応策も今後模索していきたい¹⁹⁾。

まだ始まったばかりの事業で課題は非常に多い。今後、試行錯誤をしつつ、様々な意見を取り入れつつ、時間をかけて取り組んでいきたいと考えている。

注

- 1) 2017年(平成29)11月24日現在。
- 2) 2017年(平成29)11月24日現在。
- 3) 2017年(平成29)11月24日現在。
- 4) たとえば、当館では公開依頼があった資料群について、公開許諾を所蔵者に依頼し、許諾が取れたものを順次公開している。その際、所蔵者に連絡を取るものの、そこで所蔵者の代替わりが判明することがある。また、所蔵者には許諾に関する書類と一緒に資料群の目録を送付するものの、実際に資料を見て目録と照合するよう依頼していない。そのため、たとえ公開されている資料群であっても、資料が散逸していないかどうかは明らかではない。
- 5) すでにインターネット上のオークションで福井県の資料が売買されていることが確認されている。このことについては「福井県内の古文書がネットで散逸 バラバラにされオークションに」(『福井新聞』2018.1.08 朝刊)で報道された。
- 6) 他の都道府県の事例としては、山本幸俊「地域史料の保存と文書館－新潟県立文書館、史料所在確認調査の試み－」(『新潟県立文書館研究紀要』創刊号、1994年、新潟県立文書館)、龍野直樹「地域資料保存事業への思考と試行」(『和歌山県立文書館紀要』第6号、2001年、和歌山県立文書館)、『三重県資料現況確認調査報告書』(2007

年、三重県生活局)、などを参照されたい。

- 7) この研究ノートを執筆段階では、今年度の調査は未完了であった。そのため、ここで提示するデータは調査の途中経過であることをご了承いただきたい。
- 8) 前掲注6「地域史料の保存と文書館－新潟県立文書館、史料所在確認調査の試み－」によれば、調査にあたって所蔵者に対して「古文書の保存と管理について」という資料を配布し、所蔵者に喜ばれたことが報告されている。
- 9) 当館では事業の的確な実施を図るために「記録資料アドバイザー」を設置している。アドバイザーは全部で4名、いずれも学識経験者である。また、当館では毎年「アドバイザー会議」を開催し、当館の取り組みについて指導・助言を受けている。今年度は資料所在確認調査について指導・助言を受けることができた。
- 10) 当館に所蔵者から調査についての問い合わせが何件もあったが、その中には「それらしき資料をみつけたが、資料が昔の字で書かれているため、自分では読めない」といった声が多かった。そのため、目録を送付するよりは一部でもよいので資料の画像を送付した方がよいと考えている。その方が原本と照合できるため、所蔵者にとってありがたいのではないだろうか。
- 11) この時に調査された資料については『敦賀市史料目録 1』（敦賀市、1989年）などに掲載されている。また、『敦賀市史 史料編 第1巻』（敦賀市、1977年）なども参照されたい。
- 12) 美浜町の資料については『わかさ美浜町誌 美浜の文化第7巻 記す・遺す』（美浜町、2007年）などを参照されたい。
- 13) 旧三方町の資料については『三方町史』（三方町、1990年）などを、旧上中町の資料については『上中町郷土史』（上中町、1964年）などを参照されたい。
- 14) 旧名田庄村の資料については『わかさ名田庄村誌』（1971年、名田庄村）などを参照されたい。
- 15) 今年度の資料保存研修会については「歴史資料守れ 学芸員ら研修 福井、他県事例学ぶ」（『福井新聞』2017.12.8 朝刊）で報道された。
- 16) 西村慎太郎氏はNPO 法人歴史資料継承機構の代表理事も務めており、主要な論文に「民間所在資料散逸の要因」（『名古屋大学大学文書資料室紀要』21号、2013年、名古屋大学大学文書資料室）などがある。
- 17) ある所蔵者からは「資料の状態は良い」という回答があった一方、他の所蔵者から「資料を容器に入れず、そのまま放置している」という回答もあった。
- 18) 近年は電話を利用した悪質な詐欺が社会問題になっているということもあり、当館から所蔵者に電話をしたところ、所蔵者に警戒心を持たれることもあった。
- 19) 当館から電話をする場合、電話帳に記載されている所蔵者の自宅に電話することが多い。しかしながら、平日の日中は所蔵者が不在であることが多く、連絡を取りにくいのが実情である。また、他県のある学芸員から得た情報であるが、調査員が所蔵者の自宅を訪問する際、代替わりなどを理由に訪問を拒否されることもあるという。